

第5次中札内村行政改革大綱（案）

【令和8年度～令和12年度】

令和8年 月策定

中札内村

第5次中札内村行政改革大綱【令和8年度～令和12年度】

I 第5次中札内村行政改革大綱の概要

1 はじめに

本村では、これまで昭和61年に「行政改革大綱（第1次）」、平成8年に「行政改革大綱（第2次）」、平成14年に「行政改革大綱（第3次）」、平成25年に「行政改革大綱（第4次）」を策定し、時代に即応しかつ住民の要望に応え得る行政改革を進めてきました。

第4次行政改革大綱に基づく行政改革の実施から8年が経過し、この間、世界情勢はもとより国内情勢も大きく変化しました。令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、生活様式を大きく変容させるとともに経済の停滞を招きました。また、ロシアによるウクライナ侵攻、コロナ禍などを発端とした原材料の供給不足やエネルギー価格高騰の影響を受けて多くの国でインフレ（物価上昇）が進み、輸入品価格が高騰したことで日本の物価も引き上げられ、その結果、日本は長く続いたデフレが一転し、インフレ状態にあるといえます。

本村においても、物価高騰とそれに伴う賃上げの影響を大きく受けていることに加え、子育て支援や移住定住促進を目的とした補助事業等の新設・拡充のほか、施設の長寿命化や照明LED化といった必要不可欠な整備等により、年々、歳出規模が大きくなっています。

一方で、こうした歳出増を税収等だけでは賄えておらず、不足分は基金の取崩額を増やすことで補填してきました。ふるさと納税寄附額の急増により一時的に基金は潤ったものの、前述のとおり取崩額も増えていったため、基金残高は減少傾向にあります。

このような情勢変化にあって財政面で不安を抱える中、令和7年に川尻村長のもと新たな中札内村政がスタートしました。今一度、これまでのあり方を検証し、村民、議会と行政がそれぞれの役割と責任を分担して協働のまちづくりを進めていくとともに、時代のニーズを的確に把握し、効率的、効果的な行財政運営の確立と行政の質を高めるため、行政改革の取組を進めていく必要があります。

【村におけるこれまでの行政改革】

第1次行政改革大綱（昭和61年度に策定）

第2次行政改革大綱（平成8年度に策定 実施計画を平成11年度～13年度）

第3次行政改革大綱（平成15年度～平成19年度）

中札内集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）

※中札内村自律推進プラン（平成18年度～平成21年度）

第4次行政改革大綱（平成25年度～平成29年度）

2 第4次行政改革大綱の評価

第4次行政改革大綱に基づく実施計画書（平成25年度～29年度）では、大綱で区分した3分野（「健全な財政運営の確立」「職員の定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発」「事務事業の見直し効率化及び補助金等の見直し」）に対して、39項目の目標を設定し、おおむね実施済みとなっています。第4次行政改革大綱の取組状況と成果を踏まえ、その後の社会経済情勢等の変化や村の財政動向を見極めつつ、第5次行政改革大綱につなげていきます。

3 第5次行政改革大綱の基本方針

限られた予算で効率的、効果的な行財政運営を推進していくためには、選択と集中の考え方の下、安定的な財政基盤の確立を図るとともに、経費の節減に努め徹底的に無駄を省き、必要性や費用対効果などを十分に検証して事業を進めていく必要があります。また、全職員がコスト意識を持ち、健全で質の高い財政運営を確立します。

さらに、複雑化・多様化する住民ニーズに対応するために、ニーズを的確に把握し必要なサービス提供が行えるよう行政の仕事の効率化と高度化を図り、職員の資質向上や意識改革に取り組み、村民、議会と行政の協働による行政運営を進め、村民の立場に立った行政改革を進めることを基本とします。

4 行政改革の実施期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

II 行政改革の推進事項

1 健全な財政運営の推進

(1) 財政運営の改善

①政策評価と連動した予算編成

各基金残高が年々減少し、厳しい財政状況が続く中で、財政運営の改善を図るために、職員一人ひとりがコスト意識の徹底を図り経費の節減に努めるとともに、事業の効果や達成度の分析など政策評価を反映した予算編成と執行を図ります。

また、財政運営の現状については、随時住民にわかりやすく周知するよう心がけます。

②基金残高の維持、使途の明確化

当初予算の編成においては、財政調整基金からの繰入の見直し（改善）を図ります。さらに、事務事業の不断の見直しにより、予算執行の適正化を図り、基金への

計画的な積立を行うことで、健全な基金残高を維持します。

なお、特定目的基金については、使途の明確化を図り、基金条例の目的に沿った適正な運用を行うほか、充当事業等の見直し・検証を行う中で、基金残高の維持に努めます。

③特別会計・公営企業会計の適正な運営

3つの特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療）と2つの公営企業会計（簡易水道事業、公共下水道事業）の運営は独立採算性を基本としていることから、今後も事務の簡素化・効率化につなげるとともに、職員が会計制度等を熟知することで、経営内容の適正化と見える化を図ります。また、中長期的な採算性を踏まえた使用料等の見直しを行うことで、経営の健全化を図ります。

④補助金・負担金の見直し

補助金の交付については、近年は新たな補助制度の創設や補助要件の緩和により、補助金等の支出額が増嵩し、村の財政運営を圧迫しています。今後は政策評価に基づき、目的を達成した補助金の見直し及び凍結を行います。

負担金・交付金についても、経費負担のあり方を検証し、必要に応じて団体に対して、経費節減などを通じた負担金等の引き下げ要請などを行います。

（2）財源確保対策の検討

新たな収入確保の検討を進めるとともに、未利用となっている村有財産の売却処分などにより収入の確保に努めます。

個人版ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度等を有効活用するほか、森林クレジット制度による温室効果ガス吸収量の販売を検討・実施し、自主財源の確保につなげます。

また、公共施設の維持管理費用が高騰していることから、公共施設等の各種使用料・手数料の見直しを実施します。このほか、村民と村民以外で料金設定に差を設けるなど、近年の人件費や燃料費等の高騰に対応した各種使用料の引き上げを行います。

2 時代に対応した組織運営の推進

（1）適正な人事管理

一般職の職員数は、これまで数次の定員適正化計画により定員管理を行ってきました。今後も令和7年度に策定した第8次定員適正化計画（令和8年度～12年度）に基づき職員の定員管理に努め、会計年度任用職員と合わせて業務量に見合った効率的な職員配置を行います。

なお、計画期間中に情勢等の変化があった場合は、随時計画の見直しを行います。

【第8次中札内村定員適正化計画における定員目標等】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
新規採用者	5	3	1	0	1	0	2
うち新規再任用	0	0	0	0	1	0	1
4月1日現在職員数	92	91	92	92	91	91	90
うち定年延長者	0	2	4	4	2	2	3
うち再任用者	1	0	0	0	1	1	1
当該年度末退職者	4	0	0	2	0	3	1
うち定年延長者	0	0	0	2	0	2	0
うち再任用者	1	0	0	0	0	1	1

※定年延長…定年が65歳まで段階的に引き延ばされ、令和9年度末時点で60歳の職員から65歳定年となる。この表では再任用ではない61歳以降の職員（見込数）を指す。

※再任用…定年後の職員を1年以内の範囲で改めて採用すること。再任用期間は最長で65歳まで。

(2) 職員の能力開発

複雑多様化する住民ニーズに的確に対応するため、中札内村人材育成基本方針等に基づいた職員の能力開発と職員研修の充実を図りながら、人材育成に取り組むとともに、全職員が課題意識とコスト意識を持って業務にあたるよう、職員の意識改革を進めます。

また、人材育成の視点に立った人員管理を進めるため、総務省や北海道へ職員を派遣し、上部行政機関での経験を活かす人材育成に努めるほか、職場内研修の充実を図り、外部研修への参加を奨励します。

3 効果的な事務事業の推進

(1) 事務事業の見直し

①政策評価

村で行っている政策評価により、事務事業の必要性や有効性を検証、評価するとともに、評価結果を予算編成に反映させることで、事業の見直しや効率化を図ります。

また、政策評価によってサービスのあり方や行政分野の点検（村民と村の役割分担等）を行い、評価結果を公表することで、村民に対する行政の説明責任の徹底を

図ります。

②業務改善

仕事を正確に、速く、安く、安全に、そして楽に仕事を進めるための業務改善活動の実施により、業務の効率化と住民満足度の向上を図るとともに、働きやすい職場づくりを進めます。

また、全職員が常に改善の意識を持って日常業務に臨み、業務のマンネリ化を打破します。

③自治体DX導入による業務効率化

将来的な人口減少が見込まれる中、持続可能な行政サービスを提供していくため、デジタル技術やAI等の活用により、自治体業務の効率化と住民の利便性向上につなげます。

また、自治体DXを活用し、行政サービスの簡素化・効率化と質的な向上を図り、職員の負担軽減につなげ、限られた人的資源を更なる行政サービスの向上に振り向けます。

④民間委託の推進

行政運営の効率化を図るため、必要に応じて委託可能業務（事務事業、施設管理等）の検討を行い、住民サービスの向上、直営とのコスト比較などを考慮したうえで、費用対効果を十分検証しながら、実施が可能な業務については民間委託を実施します。

（2）公共施設の適正管理

高度経済成長期以降に整備された公共施設等の老朽化が進む中、第2期公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき施設の長寿命化対策を進めるとともに、将来的な人口予測等を踏まえ、公共施設の再編・統合及び廃止も視野に、公共施設の適正な配置を実現します。

また、平成18年度からは一部の公共施設で指定管理制度を導入していますが、近年は指定管理施設が増えており、指定管理委託料が村の財政を圧迫していることから、委託料の精査や業務内容の見直しを行い、効率的な運営管理を図ります。